

継続的契約の終了をめぐる 法律問題と実務対応

～ 継続的取引契約見直しの際のトラブルを防ぐための
法律知識と判例からみた留意点 ～

開催要領

日時 2018年10月25日(木) 13:30～17:00

会場 企業研究会セミナールーム(東京・麹町)

講師紹介

太樹法律事務所 弁護士 高橋 善樹 氏

(講師略歴)

平成5年4月 弁護士登録。東京弁護士会所属。平成20年4月～ 下請かけこみ寺本部助言弁護士。平成23年度～25年度 司法試験(経済法)委員。平成23年9月 太樹法律事務所設立。平成25年～29年 中小企業庁「下請取引適正化推進シンポジウム、セミナー」講師。平成27年9月～ 競争法フォーラム常務理事。専門分野は独占禁止法に関する相談、審査、命令取消請求、25条損害賠償請求、景品表示法、下請法等の経済法分野、フランチャイズ、通信販売等流通ビジネスを巡る対応。太樹法律事務所 HP: <http://daijulaw.jp>



ご参加頂きたい方

法務部門、購買部門、総務部門、営業管理部門など契約実務に携わるご担当者

■受講料: 1名(税込み、資料代 含む)

正会員	32,400円(本体価格 30,000円)
一般	35,640円(本体価格 33,000円)

■参加要領

当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。後日、(開催日1週間前～10日前までに)受講票・請求書をお送りします。

- * 正会員登録の有無など、よくあるご質問(FAQ)は、当会ホームページでご確認いただけます。
([セミナー・会員研究会]→[よくあるご質問])
- * お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。
- * 最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきますので、予めご了承ください。
- * 申込書をご送信頂く際はくれぐれもFAX番号をお間違えないようご注意ください。

■お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局
担当/鈴木 E-mail: a-suzuki@bri.or.jp
TEL: 03-5215-3513 FAX: 03-5215-0951
東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR麹町ビル2F

当会ホームページよりお申込みいただくのが便利です。

企業研究会 セミナー 検索

※書面にてお申込みの場合には下記申込書をご記入の上、FAXにてお送りください。

181612-0303		継続的契約の終了をめぐる法律問題と実務対応	
ふりがな 会社名			
住所	〒		
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所属 役職		
E-mail			
ふりがな ご氏名	所属 役職		
E-mail			

10月25日
(木)

13:30

【開催にあたって】

製造物供給契約、特約店契約、代理店契約、下請契約等様々な継続的取引契約が存在します。一方で、契約先の見直しにあたって、契約を終了させる必要がある場合、他方で、一方的に契約の終了を宣告される場合等、継続的契約の終了の制限に関する判例理論を巡ってトラブルが生ずることがあります。そこで、契約の終了を求める側にとっても、契約の終了を求められる側にとっても、継続的契約の終了の制限に関する判例理論の射程範囲、その内容を正しく理解し、適正な取引を実現するため、継続的契約の終了の制限に関する判例理論を取り上げることにします。第1部では、継続的契約の基本的理解を深めて頂きます。第2部では、判例理論の射程範囲、契約類型ごとの検討を踏まえ、具体的な実務において、契約の終了を求める側、終了を求められる側にとって、どのような点に留意し、どのように対応すればよいのかを説明します。

第1部 確認しておきたい継続的契約のポイント

1. そもそも継続的契約とは何か
2. 継続的契約の終了
 - (1) 期間の定めがある場合
 - 契約期間の満了 契約更新 契約更新の拒絶
 - (2) 期間の定めがない場合
 - 解約原則可能論 解約原則不可能論 予告期間
 - (3) 中途解約
 - 合意解約(解除契約) 約定解約 法定解約
 - (4) 契約の失効
 - 履行の停止 契約の失効
 - (5) 契約終了後の処理
 - 契約関係の消滅 契約後の権利義務 損害賠償
3. 民法改正と解除条項

第2部 継続的契約の終了を制限する判例理論

1. 解約の制限か、終了の制限か(期間満了による終了も制限されるのか)～判例の射程範囲～
 - 約定解約権の制限 更新拒絶の制限(期間満了の場合)
2. 契約類型ごとの検討
 - 継続的供給契約 代理店契約・特約店契約 フランチャイズ契約
 - 下請契約、その他役務提供契約
3. 論理的筋道の検討
 - 契約自由の原則との関係 信義則
4. 契約の終了を求める側、契約の終了を求められる側の留意点
 - 猶予期間 補償の要否
5. 総括

17:00

途 中
休 憩
あ り